

国民健康保険税のお知らせ

○保険税の決め方

①医療分の保険税の額は、その年に予想される国保全体の医療費から、受診のとき患者が負担する自己負担分と国などの補助金を除いた額になります。各世帯に対する保険税は、所得割額、均等割額、平等割額を基準として計算されます。

決定された保険税額は7月上旬に郵送か納税組合を通じて、各世帯に通知します。

②介護分については、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方がいる世帯に、医療分の保険税に介護分の保険税が上乗せされます。65歳以上になると介護保険料として国民健康保険税とは別に納めることとなります。39歳までの方は介護分の保険税負担はありません。

		医療分	介護分
所得割額	加入者の前年中の所得から基礎控除(33万円)を引き、その額に一定率を掛けた額	9.5%	2.1%
均等割額	加入者一人あたりいくらかとして計算した額	29,000円	9,000円
平等割額	一世帯あたりの一定額	32,000円	6,000円
課税限度額	一世帯あたりの限度額	530,000円	80,000円

○保険税の納期

加西市では、1年間の保険税を8回に分けて納めていただきます。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※保険税の納付義務者は国民健康保険における世帯主です。

保険税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

○保険税の軽減

平成17年中の所得が、下記の所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。

平成17年中の総所得金額（世帯主と被保険者の合計所得）が下記の金額以下の場合		
7割軽減	33万円	申請書の提出は不要です。
5割軽減	33万円+24万5千円×(世帯主を除いた被保険者数)	申請書の提出は不要です。
2割軽減	33万円+35万円×被保険者	申請書の提出が必要です。

・保険税の軽減は、世帯全員の所得が申告されていないと判定ができません。前年中の所得が分からない世帯には、申告書をお送りしますので必ず申告してください。

(国保健康課国保医療係へ ☎428721)

・2割軽減に該当する場合は、申請が必要となります。該当する世帯には、申請書をお送りしますので、申請してください。

問合せ先：税務課税制係 ☎428712

7月1日から 新しい福祉医療受給者証にかわります

受診される時は、必ず新しい医療費受給者証と健康保険証を病院、診療所の窓口へ提示してください。

医療費の助成が受けられるのは、前年の所得が別表の限度額以下で、次に該当する方です。

老人	満65歳～69歳
障害者	身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定、又は精神障害者保健福祉手帳1級の方
母子家庭等	満18歳未満（高校卒業まで）の母子家庭及び父子家庭の親と子供及び満18歳未満の遺児
乳幼児	義務教育就学前の乳幼児

上記に該当し、まだ申請手続きをしていない方は、早急に手続きをお願いします。

※65歳以上の障害者の方は、病院、診療所の窓口には新しい医療費受給者証、健康保険証、老人保健の医療受給者証を提示してください。

【問合せ先】 国保健康課国保医療係 ☎428721

福祉医療所得制限限度額表				自己負担
区分	扶養親族の数(人)	受給者本人(円)	受給者の配偶者及び扶養義務者幼児保護者(母子・父子等)(円)	
老人		市町村住民税非課税又は地方税法の経過措置の対象者。ただし一定以上所得者の家族を除く。		2割 (低所得者は1割)
障害者	0	3,604,000	6,287,000	1医療機関あたり1日500円を限度に月2回までの負担(低所得者は1日300円×月2回まで)
	1	3,984,000	6,536,000	
	2	4,364,000	6,749,000	
	3	4,744,000	6,962,000	
母子・父子等	0	1,920,000		1医療機関あたり1日500円を限度に月2回までの負担(低所得者は1日300円×月2回まで)
	1	2,300,000		
	2	2,680,000		
	3	3,060,000		
乳幼児	0		5,320,000 5,700,000 6,080,000 6,460,000 6,840,000	0歳～3歳未満負担なし(ただし0歳のみ所得制限なし)
	1			
	2			3歳以上1医療機関あたり1日700円を限度に月2回までの負担(低所得者は1日500円×月2回まで)
	3			
	4			